

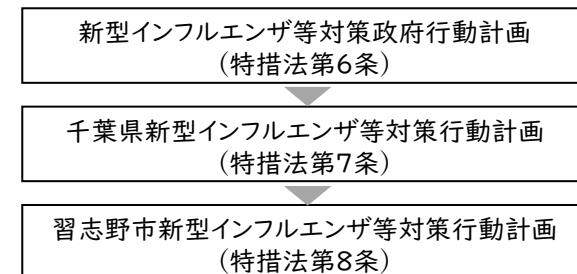
習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定(案)の概要

令和7年12月15日（月）
第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会 資料1

I. 計画及び期間

「習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条（以下「特措法」という）に基づく市町村計画であり、新型インフルエンザ等対策の実施について、国及び千葉県の行動計画を踏まえ、平成26年10月に策定し、平成28年4月には機構改革を踏まえて改定しました。

本計画は、特措法の定めのとおり、計画期間の定めはありませんが、政府行動計画では、感染症法等の計画の見直し等を踏まえて、おおむね6年ごとの改定が予定されております。



2. 課題

令和2年1月から3年余りにわたる新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への感染症危機対応について、国が示した大きな課題は次の3点です。

- ①平時の備えの不足
- ②変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ③情報発信

この経験を踏まえ、感染症によるパンデミックに対する危機管理として、社会全体で対応していくため、次の3点を実現することが必要です。

- ①感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ②市民生活及び地域経済活動への影響の軽減
- ③基本的人権の尊重

3. 目標

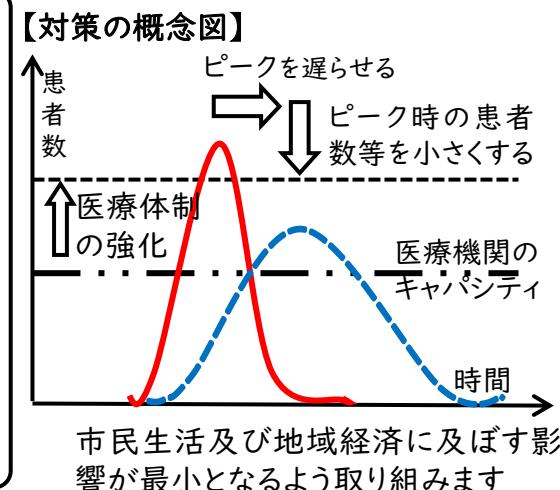
病原性が高く感染拡大の恐れのある新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的及び基本的な戦略とします。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

基本的な感染対策の周知に取り組み、感染拡大を抑え流行ピークを遅らせ、適切な医療提供体制の強化と重症者数や死者数の減少に努めます。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減するよう努めます。



4. 内容

(1) 基本人権を尊重し、様々な感染症に幅広く対応できる計画とします。

- ①新型インフルエンザや新型コロナ感染症以外の新たな呼吸器感染症等も想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等を考慮します。
- ②限られた知見しか明らかになっていない発生初期は、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目指します。
- ③国、県から共有される情報を基に、感染状況の変化や地域経済状況等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えます。
- ④病原体の変異や感染性の変化、感染拡大の繰り返しなど、長期化を繰り返した場合も織り込んだ想定とします。

(2) 7つの対策項目

1. 実施体制

関係者間における情報共有や実践的な訓練の取り組み等の連携体制を強化し、対策に携わる人員確保や職員の育成に努めます。

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

国・県等からの包括的なリスク評価をもとに、偏見や差別、偽・誤情報を防止し、双方向のリスクコミュニケーションにより、市民が適切に行動できるよう取り組みます。

3. まん延防止

感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な患者数に抑制するよう努めます。

4. ワクチン

予防接種の具体的な実施方法の検討と正しい情報提供に取り組み、有事において円滑な接種を実施できるよう着実に準備を進めます。

5. 保健

地域の感染状況に応じた対策に取り組むとともに、患者等への偏見を防止するとともに、健康観察や必要に応じてサービスの提供又は物品の支給等の要請に協力します。

6. 物資

有事の際の感染症対策物資を計画的に確保します。

7. 市民生活及び地域経済の安定の確保

市民生活及び地域経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援に取り組みます。

【改定のポイント】

1. 定期的な訓練やネットワーク構築など、平時からの準備を充実します
2. 対策項目に「物資」を加え精緻化し、各項目を横断する視点を設定します
3. 幅広い感染症と中長期の波へ対応するよう対策を整理し、機動的に切替えます
4. 予防接種のデジタル化などDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進します
5. 実効性確保のため、定期的なフォローアップに取り組みます